

「JA教育ローン」商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

商品名	JA教育ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします)。 ●勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設は3か月以上)で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学 b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など) c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d その他職業能力開発校などの教育施設 ●生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること)。 ●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2ヵ月以内にお支払い済の資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 ①受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料) ②学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費) ③教科書代等の学校教材費 ④留学旅費 ⑤引越・電化製品購入費用(原則として入学時に限定) ⑥敷金・礼金(原則として入学時に限定)および家賃 ⑦通学費 ⑧下宿就学子弟の生活仕送り金(月額5万円が上限) ⑨卒業論文作成の研究・調査費 ⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●据置期間を含め6ヶ月以上15年以内(1ヶ月単位)とします。 ・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利とします。 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。

保証人	<p>●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時一括して保証料(年0.4%)をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例(概算金額)】</p> <table border="1" data-bbox="459 421 1316 521"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>21,000</td> <td>32,000</td> </tr> </table> <p>・保証料年0.4%、元利均等返済の場合</p> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料(保証料率:年0.4%)をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3年	5年	10年	15年	保証料(円)	7,000	11,000	21,000	32,000								
お借入期間	3年	5年	10年	15年															
保証料(円)	7,000	11,000	21,000	32,000															
団体信用生命共済(保険)	<p>●ご希望により、当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="459 795 1295 1238"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.32%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.37%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.27%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.42%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(ワイド)</td> <td>年0.47%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%	団体信用生命共済(連生)	年0.37%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.47%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.27%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.42%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.47%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	年0.22%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%																		
団体信用生命共済(連生)	年0.37%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.47%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.27%																		
がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.42%																		
団体信用生命共済(ワイド)	年0.47%																		
9大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率:年0.54%</p>																		
手数料	<p>●不要です。</p>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0893-59-4182)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)</p>																		

その他

- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。
- 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

